

幼児教育・保育無償化についてのご案内

令和2年4月2日から令和5年4月1日の間に生まれ、保育が必要であることを認定され、保育所等（※）を利用していないお子様を対象に、利用料を無償化します。

⇒【新2号認定】

利用料の無償化

- ◆利用料のうち**月額40,300円（上限）**までが無償化の対象となります。（これを超える額については、ご負担いただきます。）
 - ◆認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターのうち、複数を利用する場合には、月額40,300円を上限として、利用料の合計額が無償化の対象となります。
 - ◆通園送迎費（ファミリーサポートセンターにおける送迎のみの利用料含む）、食材料費、行事費など、保育以外に係る実費徴収分については、無償化の対象となりませんので、引き続きご負担いただきます。
- ※は、認可保育所、一定基準（平日8時間、年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園

必要な手続き

- ◆**事前に八戸市から認定を受ける必要があります。**
（市外にお住まいの方は、住所地の市町村でのお手続きとなります。）
- ◆利用する施設で**申請書**を配付しますので、期限までにこども未来課に提出してください。3ページ目の「申請に必要な書類」を参照してください。
- ◆**保育を必要とする理由について確認が必要となります。**
申請の際には、理由について確認できる書類（就労証明書など）を添付する必要があります。
- ◆認定後、世帯の状況に変更が生じ、**保育を必要とする理由がなくなった場合には、認定終了となり、それ以降の利用料は無償化の対象外となります。**（2ページ目の（例）をご参照ください。）

申請書の提出期間

- 4月に利用開始するお子様
…**令和8年2月27日（金）**まで
- 5月以降に利用開始するお子様…開始月の前月の20日まで
- 保育を必要とする理由に変更（終了含む）がある場合
…変更が生じる月の前月の25日まで
※認定期間終了日までに、必要書類の提出がなかった場合、終了日以降の無償化が受けられなくなりますので、余裕をもってお手続きをお願いします。

（例）認可外保育施設を利用する方が、12月末で保育を必要とする理由がなくなった場合の、無償化の取扱い



保育を必要とする理由がなくなって以降も施設の利用はできますが、利用料は無償化対象外となります。

**どのように
無償化されるか**

（利用料の支払方法等
について、利用する施設に
必ずご確認ください。）

◆**法定代理受領の場合**、施設から市へ利用料が請求されますので、保護者様の手続きは不要です。

◆**償還払いの場合**、各施設で定める利用料を施設に一度納入した後、保護者様から市へ利用料を請求していただきます。詳しくは、7ページ目「償還払いの請求に関するご案内」を参照してください。

※保護者様から市への請求書を配付しますので、四半期ごと（4～6月、7～9月、10～12月、1月～3月）の利用料をまとめる形で必要事項を記入してください。

※記入後の請求書に、施設が発行する領収証と提供証明書を添えてこども未来課に提出してください（郵送可）。

※無償化の上限額の範囲内で、利用料をお返しします。

市民税非課税世帯に限り、令和5年4月2日以降に生まれ、保育が必要であることを認定され、保育所等（※）を利用していないお子様も無償化対象とします。

⇒【新3号認定】

**利用料の
無償化**

◆利用料のうち**月額45,700円（上限）**までが無償化の対象となります。（これを超える額については、ご負担いただきます。）

◆認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターのうち、複数を利用する場合には、月額45,700円を上限として、利用料の合計額が無償化の対象となります。

◆通園送迎費（ファミリーサポートセンターにおける送迎のみの利用料含む）、食材料費、行事費など、保育以外に係る実費徴収分については、無償化の対象となりませんので、引き続きご負担いただきます。

※は、認可保育所、一定基準（平日8時間、年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園

▶「必要な手続き」、「どのように無償化されるか」については、新2号認定と同様です。（認定区分は「新3号」となります。）

▶上記の対象者のうち、令和4年4月2日から令和5年4月1日の間に生まれたお子様は、無償化の上限が令和8年4月以降は月額37,000円、10月以降は月額40,300円に変更となります。

▶認定後、市民税非課税世帯でなくなった場合、認定を取り消す手続きが必要となります。手続きについては、こども未来課までお問い合わせください。

申請に必要な書類

○ 全ての書類をそろえてから 申請してください。

必 要 書 類	新2号認定	新3号認定
施設等利用給付認定申請書兼現況届【市様式】	必要	
個人番号・本人確認書類（申請する保護者）⇒P3 ① ハ	必要	
重要事項確認書【市様式】	必要	
保育が必要なことを証明する書類 ⇒ P4 ② ハ	必要	
世帯の状況を証する書類 ⇒ P6 ③ ハ	必要な場合あり ・ひとり親世帯の場合 ・障がい者(児) と同居している場合 など	
市町村民税額及び所得がわかる書類 ⇒ P6 ④ ハ	不要	必要な場合あり 令和7年1月1日 または 令和8年1月1日に八戸 市に住民登録がない方

○ 提出先

認可外保育施設を利用する場合…施設からの利用決定が必要となりますので、必要書類を施設へ提出し、利用決定を受けた上で、こども未来課窓口へ提出してください。

一時預かり・病児・病後児保育・ファミリーサポートセンターを利用する場合…必要書類をこども未来課へ提出してください。

○ 申請書類の様式

市窓口や施設等で入手することができます。

また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※書類を訂正する場合は、二重線で取り消して訂正してください。修正テープ等は使用できません。



① 個人番号（マイナンバー）確認及び本人確認書類

※ 申請者（手続きをする方）の次の書類をお持ちください。

※ 郵送の場合や保育所等に提出する場合は、写しを提出してください。

★本人確認書類は、認定申請の取下げなどの手続きの際にも必要となります。

新2号・新3号認定

個人番号（マイナンバー）確認書類

☐ 個人番号カード（顔写真付）※両面

1点で本人確認もできるため、
本人確認書類の提出不要。

又は

☐ 通知カード/☐ 個人番号が記載された住民票等

本人確認が出来ないため、
以下の**本人確認書類**が必要。

本人確認書類

① 顔写真付き身分証明書（1点）

- ☐ 運転免許証または運転経歴証明書
- ☐ パスポート
- ☐ 身体障害手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 在留カードまたは特別永住者証明書
- ☐ その他官公署発行の顔写真付き身分証明書で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの

② その他本人確認書類（2点必要）

- ☐ 年金手帳
- ☐ 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当認定通知書等
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 資格確認書
- ☐ その他官公署からの発行書類で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの

② 保育が必要なことを証明する書類

保育が必要である児童を新2号・新3号認定にて申請したい場合は、次のいずれかの事由に当てはまる必要があり、その事由を証明する書類の提出が必要となります。

▶保育を必要とする事由

就労、出産、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、求職活動・起業準備、就学・職業訓練

▶保育を必要とする事由に関する注意事項

- 入園（希望）日時点の状況が分かる証明書類を提出してください。
- 児童の保護者それぞれの書類を提出してください。単身赴任等で別住所であっても保護者それぞれの書類が必要です。また、ひとり親世帯や離婚調停中（いずれも別居であること）の場合は、養育者のみ提出が必要です。
- 次の書類については、証明日または申立日が令和7年10月1日以降の書類を提出してください。

☐ 就労証明書（兼産休・育休証明書）【市様式】	☐ 就労証明書【国の標準的様式（簡易版）】
☐ 就労状況申立書【市様式】	☐ 家内就労（内職）証明書【市様式】
☐ 介護・看護申立書【市様式】	☐ 申立書【市様式】※災害復旧
☐ 求職活動申立書【市様式】	☐ 在学（受講）証明書

新2号・新3号認定

保育を必要とする事由		証 明 書 類
就労 ※月64時間以上	雇用主がある場合（社員・パート・アルバイト等。内定も可。）	○就労証明書（兼産休・育休証明書）【市様式】 - 本社以外（支社や事業所）の代表者による証明でも可能です。 - 雇用期間が有期の方で、雇用（予定）期間が入園（希望）日より前に終了している場合、また、更新予定であっても雇用（予定）期間が申込締切日より前に終了している場合、就労している証明書類として受け付けできません。 - 在宅勤務の場合は、その旨を備考欄へ記入してください。 - 雇用期間が有期の方で、更新予定がある場合は、就労証明書にその旨を記載してください。 - 国の標準的様式（簡易版）を使用していただいてもかまいません。 - 原則として事業主の押印が必要です。ただし、事業者が作成した証明であることを確認できる書類がある場合、押印省略可能です。 <事業者が作成した証明であることを確認できる書類> ① 企業から就労証明書等の送付されたことがわかるメール画面等を印刷したもの ② 直近1か月の給与明細の写し
	自営業や報酬を受けている場合（事業手伝いを含む）	○就労状況申立書【市様式】 - 申立内容次第では、別途書類（開業届や実績が分かる書類等）を提出していただく必要があります。 - 実績がない場合、<u>求職活動・起業準備</u>として認定申請していただく場合があります。
	農業従事の場合（農業専従者を含む）	○就労状況申立書【市様式】 - 申立内容次第では、別途書類を提出していただく必要があります。 - 実績がない場合、<u>求職活動・起業準備</u>として認定申請していただく場合があります。 ○農地台帳記載証明書 - 市内に農地がある場合、農業政策課（市庁別館7階）で取得できます。所有者と別世帯の場合は委任状が必要です。
	内職の場合	○家内就労（内職）証明書【市様式】

保育を必要とする事由		証 明 書 類
出産	【有効期間】 出産月を含む前3か月～出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	○母子健康手帳の出産予定日の記載があるページの写し ・ 八戸市の手帳の場合妊婦保健指導報告書のページです。 ・ 八戸市以外の手帳の場合、保護者以外が記入した出産予定日のページの写しを提出してください。または、妊婦健康診査受診票などの予定日が分かる書類の写しを提出してください。
疾病・障がい	疾病・けが等	○診断書【市様式】 ・ 市の様式以外は受け付けできません。 ・ 期間が有期の方で、認定（入園）希望日より前に終了している場合、書類を受け付けできません。
	障がい	○次のいずれかの書類（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し） ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 愛護（療育）手帳 ・ 国民年金の障害基礎年金証書等の受給を証し、等級がわかるもの
介護・看護 ※月64時間以上		○介護・看護申立書【市様式】 ・ 介護・看護に係る時間について記入してください。 ・ 1日のスケジュールは、詳しく記入してください。 ・ 申立内容次第では、必要に応じて内容確認を行う場合があります。 ○診断書【市様式】 又は 次のいずれかの書類（写し） ・ 介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの） ・ 障害者手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し） ・ 施設通所付添の場合、在学・通所証明書等、施設の利用状況を確認できるもの
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	○申立書【市様式】 ○り災証明書
求職活動・起業準備	【有効期間】 90日を経過する日が属する月の末日まで	○求職活動申立書【市様式】 ・ 入園後3か月以内に就労証明書等を提出してください。
就学・職業訓練 ※月64時間以上	【有効期間】 修了日が属する月の末日まで（自動車学校の場合は1か月のみの。）	○在学（受講）証明書 ○時間割表・カリキュラム等（写し） ・ 月の登校日数、1日の授業開始時間から終了時間が分かる書類を提出してください。 ※在宅は原則不可です。リモートで授業があるなど、時間的制約がある場合は、その旨が分かる書類をお持ちの上でご相談ください。

③世帯の状況を証する書類 … A～F に該当する方は下記の書類を提出してください。

新2号・新3号認定

A ひとり親世帯	・全部事項証明書（戸籍謄本）（写し） ※ひとり親（離婚・死別・未婚）であることが分かる内容
B 離婚調停中 （別居であること）	次のいずれかの書類（写し） ・調停期日呼出状 ・事件係属証明書
C 障がい者（児）と同居	次のいずれかの書類（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・特別児童扶養手当 障害認定通知書等の障害認定を証するもの ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
D 生活保護受給世帯	・生活保護受給資格証明書
E 就学前の兄弟姉妹が、 認定を必要としない 施設（※）を利用	・在園証明書（各園の様式）又は通所を証するもの （※）認定を必要としない施設 ＝ 障がい者通所施設等
F 要介護者と同居	介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの）（写し）

④ 市町村民税額及び所得額がわかる書類（写し） 新3号認定

- ・新3号認定判定のために、市民税非課税世帯であることを確認する必要があります。
- ・令和7年1月1日及び令和8年1月1日に八戸市に住民登録がある方は、不要です。
- ・児童の保護者それぞれの書類を提出してください。
- ・単身赴任等で別住所であっても保護者それぞれの書類が必要です。



- 市町村民税額及び所得額がわかる書類
- ・市町村民税 所得(非)課税証明書・・・1月1日現在の市町村から取得できます。
 - ※ 海外勤務等の場合、現地での税申告の証明等、海外での収入がわかる書類が必要です。
 - ※ 八戸市に住民登録がない方について、所得がない、または、控除対象配偶者であっても、新3号認定判定のために書類が必要となる場合があります。

対象者	算定期間	必要な書類
令和7年1月1日に八戸市に 住民登録がない	令和8年4月～8月の 新3号認定判定のため	令和7年度の税額・所得額が わかる書類
令和8年1月1日に八戸市に 住民登録がない	令和8年9月～9年3月の 新3号認定判定のため	令和8年度の税額・所得額が わかる書類

◎マイナポータルで保育に関するサービスの検索やオンライン申請ができます。
総合メニュー > トップ > サービス・手続き > 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) > マイナポータルについて
◇マイナポータルのご利用はこちらから → マイナポータルサイト（内閣府）からログインしてください。

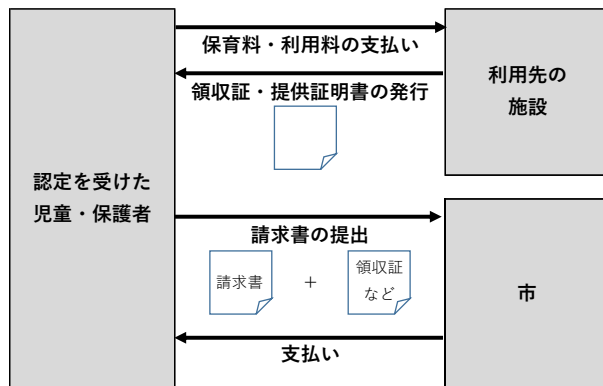
問合せ先

八戸市 こども未来課（市庁別館2階）保育グループ 電話：0178-43-9094

「償還払い」の請求に関するご案内

「償還払い」とは、利用先の施設に対し
いったん所定の料金を支払っていただき、
利用実績に応じて後から市への請求を行
い、還付を受けるというものです。

児童の保護者が個別に請求書を作成
し、市へ提出する形となりますので、以下
の点にご注意ください。



請求のための要件

- ◆**八戸市に認定保護者の住民登録があり**、無償化のために必要な**認定**を受けていること。
(認定を受けていない期間の保育料・利用料は、市に請求できません。)

施設・サービスの種類	必要な施設等利用 給付認定※	請求書の名称
認可外保育施設・一時預かり・病児 病後児保育・ファミリーサポートセンター の利用料	新2号 (3～5歳児保育クラス) 又は 新3号 (0～2歳児保育クラス)	施設等利用費請求書 (償還払い用)【第6号様式】

※ クラス年齢は年度の初日（令和8年4月1日時点）における年齢です。
3歳～5歳児クラスは令和2年4月2日から令和5年4月1日の間に生まれた子どものことです。
0歳～2歳児クラスは令和5年4月2日以降に生まれた子どものことです。

- ◆利用先の施設・サービスが市町村の**確認**を受けていること。（確認の有無については、施設にお問合せ
いただくか、市ホームページをご覧ください。）

請求書の作成方法

- ◆**施設等利用費請求書（償還払い用）【第6号様式】**を、児童1人につき1枚作成してください。
(様式は施設で配布されたもの、又は市ホームページから印刷したものを使用してください。)
- ◆**3か月ごと**に請求金額をまとめてください。（「請求書の提出時期・提出先」を参照してください。）
- ◆利用した施設より発行される請求の対象となる月の**領収証**と**提供証明書**（ファミリーサポートセンター利
用の場合は、「援助活動報告書」）を必ず添付してください。

請求書の提出時期・提出先

- ◆施設・サービスの利用時期に応じ、3か月ごと年4回の期限を設けています。

利用時期	提出期限	提出先
4月から6月まで	7月末	八戸市こども未来課 (郵送又は持参)
7月から9月まで	10月末	
10月から12月まで	翌年1月末	
1月から3月まで	4月末	

※期間の途中からの利用の場合でも、初回の請求時期は上記の期限に合わせてください。

(例) 11月から利用開始の場合、11月と12月の2か月分をまとめて1月末までに提出。

※提出期限に間に合わなかった場合でも、個別に支払いを行います。

※子ども・子育て支援法に基づき、利用から2年経過しますと、お支払いできませんのでご注意ください。

